

2024年-2025年
試験対応版

FP2級 問題集

どしめがFP合格ネット

【消費税】

- 1 消費税の課税事業者が行う土地の譲渡は、非課税取引に該当する。
- 2 消費税の課税事業者が行う居住の用に供する家屋の貸付けは、その貸付期間が1ヵ月以上であれば、消費税の課税取引に該当する。
- 3 課税事業者が受取る剰余金の配当は、非課税取引に該当する。
- 4 簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止した場合を除き、原則として、5年間はその簡易課税制度の適用を継続しなければならない。
- 5 簡易課税制度の適用を初めて受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出しなければならない。
- 6 簡易課税制度の適用を受けることができるのは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者である。
- 7 消費税の課税事業者である個人は、原則として、その年の翌年3月15日までに、消費税の確定申告書を納付地を所轄税務署長に提出しなければならない。
- 8 消費税の免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を提出して消費税の課税事業者となったときは、事業を廃止した場合を除き、原則として3年間は消費税の免税事業者に戻ることができない。
- 9 設立1期目で事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円以上である新設法人は、その事業年度は消費税の課税事業者となる。
- 10 消費税の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は免税事業者に該当し、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する場合を除き、その課税期間において消費税の課税事業者となることはない。
- 11 消費税の課税期間に係る基準期間は、個人事業者については、その年の前年をいう。
- 12 その課税期間に係る課税売上高が5億円以下の事業者で、課税売上割合が85%以上の場合の消費税の納付税額は、原則として、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除した残額である。